

京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金交付申請手続きについて

令和4年12月1日

京丹後市商工振興課

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」（以下「国の助成金」という。）の交付を受けられた事業主の方に対し、市独自の助成金を交付します。「京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金」（以下「市の助成金」という。）の交付申請にあたりまして、次の事項に留意して交付申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1. 交付対象者

以下のすべての要件に該当する事業主の方

- ・市内に事業所を有する中小企業者であって、国の助成金の支給を受けた事業主
- ・下記①②のいずれかに該当すること
 - ① 基準賃金額が国の上限額を超える
 - ② 国の助成金の助成率が10/10未満
- ・市税等の滞納が無いこと

2. 申請時期

国の助成金の「支給決定通知書」が手元に届き次第、速やかに市の助成金交付申請を行ってください。※複数月まとめた申請ではなく、なるべくひと月ごとにご申請ください。

3. 助成額

「基準賃金額」または「国の上限額の4分の5の額」のいずれか少ない額から、「国の1人日あたりの助成金額」を控除した額に、「月間休業等延日数^(※1)」を乗じた額

(※1)市外の事業所に勤務する従業員分は対象外

4. 申請書の提出

別紙の交付申請書兼請求書に日付、住所、事業所名、交付申請額(空欄も可)、振込先口座を記入し押印のうえ次の関係資料(写し)を添えて郵送もしくは商工振興課又は市民局へ提出してください。

添付していただく関係資料(写し)は、下記の①、⑤を除いてハローワーク峰山に支給申請した際の資料です。

- ①国の助成金支給決定通知書の写し
- ②国の助成金支給申請書の写し※金額に訂正がある場合は、訂正後のものを提出
- ③国の助成金助成額算定書の写し※金額に訂正がある場合は、訂正後のものを提出
- ④労使間の協定書(休業協定書)の写し

※国へ提出をしていない場合、国が休業協定書の代替として認めた書類を提出

- ⑤市長が必要と認めるもの

※複数月をまとめて申請される場合は、国の助成金支給決定通知ごとに申請書を作成してください。

※「月間休業等延日数」に市外事業所も含まれる場合は、従業員数及び休業日数等が分かる資料もあわせてご提出ください。

5. 交付について

交付申請書兼請求書が提出されますと、申請内容、関係資料及び税務照会を確認したうえで、交付の可否を決定します。交付決定通知は郵送でお送りします。

6. お問い合わせ・申請先

【京丹後市商工観光部 商工振興課】

〒629-3101

京丹後市網野町網野 385-1 京丹後市役所網野庁舎(ら・ぽーと)2階

TEL:0772-69-0440 FAX:0772-72-2030

※国の助成金については、ハローワーク峰山(電話:0772-62-8609)へお問い合わせください。

【参考】 令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置について(国)

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

(注)金額は1人1日あたりの上限度額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

【ホームページ】



「京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金HP」



「(国)雇用調整助成金HP」